別記様式第1号（第４条第1項関係）

　　年　　月　　日

横浜国立大学発ベンチャー称号申請書

国立大学法人横浜国立大学長　殿

|  |  |
| --- | --- |
| （申請者） | |
| 所　属 |  |
| 職　名 |  |
| 氏　名 |  |

下記の通り横浜国立大学発ベンチャーについて申請します。

なお、認定の上は、国立大学法人横浜国立大学発ベンチャー称号授与規則その他国立大学法人横浜国立大学が定める諸規則及び法令を遵守することを誓約します。

また、貴学から授与された称号の使用において、当方若しくは第三者に損害が生じた場合又はその他の不測の事態が生じた場合には、当方で処理し、国立大学法人横浜国立大学及びその関係者に損害賠償請求は一切行いません。

記

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| １. | 法人名（法人格含む） |  | |
| ２. | 所在地 |  | |
| ３. | 代表者名 |  | |
| ４. | 代表者区分 | □ 役員又は教職員（過去に役員又は教職員であった者も含む。）  □ 過去に学生であった者  □ その他の者 | |
| ５. | 連絡先 | 電話番号：　　　　　　　　　E-mail： | |
| ６. | 事業開始日等 |  | |
|  | (１) 事業開始（予定）日 |  | |
|  | (２) 設立日 |  | |
| ７. | 分野  （※複数選択可） | □ ①IT（アプリケーション・ソフトウェア）  □ ②IT（ハードウェア）  □ ③バイオ・ヘルスケア・医  　　療  □ ④環境テクノロジー・エネルギー | □ ⑤化学・素材等の自然科学分野（バイオ関連を除く。）  □ ⑥ものづくり（ITハードウェア除く。）  □ ⑦その他サービス |
| ８. | 資本の額（又は出資の総額） |  | |
| ９. | 常時使用従業員数 |  | |
| 10. | 事業の概要 |  | |
| 11. | 事業化しようとする研究成果の概要 |  | |
| 12. | 称号区分 | 横浜国立大学発ベンチャー | |
| 13. | 大学発ベンチャーの申請資格  （※複数選択可） | □ 規則第２条第１項第１号  □ 規則第２条第１項第２号  □ 規則第２条第１項第３号 | |
| 14. | 13.の資格を有することの説明（関連する研究者名等） |  | |

添付資料：登記簿の写し

　　　　　定款の写し

　　　　　法人概要及び組織図

　　　　　事業報告書・財務状況を示す書類（設立後の期間が短い場合は事業計画書）

　　　　　許可を受けた兼業許可申請書の写し（現在役員又は教職員として在籍している場合）

　　　　　その他参考となる資料

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

各項目の記入要領

（１）　□ がある項目にはチェック（☑）を入れること。

（２）　６．「事業開始日」とは、営利を目的とした事業を反復継続し始めた日をいう。

（３）　13．「大学発ベンチャーの申請資格」に関する規則は以下のとおり。

|  |
| --- |
| 国立大学法人横浜国立大学発ベンチャー称号授与規則（抜粋）  (申請資格)  第2条　称号の授与を申請できる企業は、新たな技術又はビジネス手法を基に起業した企業であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。  (1)　国立大学法人横浜国立大学職務発明規則（平成16年規則第107号）第2条第3項に規定する知的財産権又は国立大学法人横浜国立大学研究成果有体物取扱規則（平成16年規則第373号）第2条第1項に規定する研究成果有体物であって本学が承継し、又は本学に帰属するものを活用していること。  (2)　本学の役員若しくは教職員（過去に役員又は教職員であった者を含む。）又は過去に本学の学生であった者が発起人又は起業時に中心的な役割を担っている者であり、本学で得られた研究成果又は本学で修得した技術等を活用していること。ただし、本学を退職又は卒業・修了後に起業した場合については、退職又は卒業・修了後3年以内に限る。  (3)　本学の学生が発起人又は起業時に中心的な役割を担っている者であり、本学で得られた研究成果又は本学で修得した技術等を活用していること。 |

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿